

## 共謀罪法案の強行採決に強く抗議する声明

2017年6月19日

### 共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会

|                  |      |         |
|------------------|------|---------|
| 社会文化法律センター       | 代表理事 | 宮 里 邦 雄 |
| 自由法曹団            | 団長   | 荒 井 新 二 |
| 青年法律家協会弁護士学者合同部会 | 議長   | 原 和 良   |
| 日本国際法律家協会        | 会長   | 大 熊 政 一 |
| 日本反核法律家協会        | 会長   | 佐々木 猛 也 |
| 日本民主法律家協会        | 理事長  | 森 英 樹   |
| 日本労働弁護団          | 会長   | 徳 住 堅 治 |

明日の自由を守る若手弁護士の会  
共同代表 神保大地・黒澤いつき

2017年6月15日午前7時46分、参議院本会議において、「中間報告」（国会法56条の3）により法務委員会の採決を省略するという極めて異例な手段によって、共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の採決が強行され、同法案は可決成立した。

私たちは、この暴挙に強く抗議する。

共謀罪は、277種類もの犯罪について、日本刑法では例外中の例外とされる予備罪にも至らない、およそ法益侵害の危険性のない「計画」（共謀）を処罰しようとするものであり、刑法の原則を根本から破壊する憲法違反の悪法である。

政府は、共謀罪法案を「テロ等準備罪」と呼び、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を批准するためには共謀罪の創設が不可欠である、同条約を批准しなければ東京オリンピックも開催できないなどと宣伝してきたが、TOC条約はテロ防止を目的とするものではないこと、同条約を批准するには共謀罪は不要であること、共謀罪が対象とする277の犯罪にはテロと無関係の犯罪がほとんどであり、テロ対策の法制度は整備済みであること、従って共謀罪がいかなる意味でもテロ対策法とはいえないことは、すでに明らかになっている。

また、「計画」、「準備行為」、「組織的犯罪集団」等の概念はあまりにも不明確である上、政府答弁も二転三転し、国民は何が犯罪であり、何が犯罪でないのかを知ることができない。別表に掲げられた対象犯罪277が極めて広範であることとあいまって、共謀罪が罪刑法定主義（憲法31条）に違反することは明白である。

共謀罪の最大の問題は、政府に異をとる市民団体などの活動の処罰や、その情報収集・捜査の根拠とされ、市民のプライバシーの権利（憲法13条）、内心の自由（憲法19条）、表現の自由（憲法21条）を侵害する危険が極めて高いことである。

法務大臣は、衆議院では、条文上何らの根拠がないにもかかわらず、「組織的犯罪集団とは、テロリズム集団、暴力団、麻薬密売組織などに限られる」、「通常の団体に属し、通常

の社会生活を送っている方々は処罰対象にならない」と繰り返し答弁してきたが、参議院に至って、「対外的には環境保護や人権保護を標榜していたとしても、それが言わば隠れみの」である団体は組織的犯罪集団となり得るとの重大な答弁を行った。また、組織的犯罪集団の「周辺者」も捜査対象となることを認めた。

これは、共謀罪が成立すれば、正当な目的をもつ団体であっても、警察がその目的を「隠れみの」であると考えれば、その団体や、構成員ないし「周辺者」とみなされた市民が日常的な警察の監視対象とされることを意味する。

対象犯罪277の中に、組織的威力業務妨害罪や組織的強要罪など、基地やマンション建設に反対する行動などに適用される可能性の高い「犯罪」類型が含まれるだけに、上記の日常的な情報収集をもとに強制捜査や処罰が行われるおそれがある。

こうした重大な答弁が参議院になってからなされ、十分な審議がますます必要になったにもかかわらず、強引に採決した与党の強権的な国会運営には憤りを禁じえない。

法案審議中の5月18日、国連特別報告者ジョセフ・カナタチ氏は、共謀罪法案が「プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」との懸念を表明する書簡を安倍首相に送付した。ところが、日本政府はこの書簡に対し、単に「強く抗議」し、何ら回答しないという恥ずべき態度をとった。こうした日本政府の対応は海外メディアでも危惧感をもって大きく報道された。共謀罪法案が、このように国際社会に背を向けて成立した経緯も忘れてはならない。

国会法56条の3第2項は、「特に緊急を要すると認めたとき」に限り、法務委員会の採決を省略して本会議で採決することを認める。しかし、共謀罪を成立させることに何らの緊急性はなかった。共謀罪法案は、そもそも立法事実が存在しない上、法務大臣がしばしば答弁不能になるなど政府側の解釈が最後まで迷走し、疑問や矛盾が山積していたのであり、6月18日の会期末をもって廃案にすべき法案であった。このような法案について、奇策というべき手段で強行採決した与党の国会運営は、議会制民主主義を死滅させる暴挙である。

共謀罪法案の廃案をめざす声は、全国に大きく広がった。おびただしい数の市民集会、デモ、街頭宣伝、国会周辺では連日の座り込みや昼夜の共同行動が行われた。国会内では4野党1会派が結束して闘い、法律家も、日弁連及び52の単位弁護士会の全てが共謀罪に反対する声明を出し、多数の学者、作家、ジャーナリスト、マスメディアも反対の論陣を張った。そのなかで私たち法律家団体連絡会もあらゆる努力をした。世論調査では反対が賛成を上回った。こうした運動の広がり、共謀罪を発動させない大きな力になると確信する。

「現代の治安維持法」、「監視社会を招く違憲立法」として強く批判してきた共謀罪であるが、私たち法律家は、今後も市民・野党と手を携え、共謀罪の廃止をめざし、共謀罪の発動を許さない活動を続ける。その一環として、国連特別報告者カナタチ氏が提案した、

「監視活動を行う警察を監督する第三者機関」の設置をめざすことも重要な課題である。

私たちは、これからも市民が絶対に萎縮することなく、自由に表現し、自由に仲間と集いあえる社会を維持するため、全力を尽くす決意である。